

社会福祉施設における感染症等発生時の報告について

市内の高齢者施設、障害者施設や保育所、認定こども園等において、下記の感染症が発生し（疑いを含む）、その規模等が「報告基準」を満たす場合は、嘱託医に連絡の上、保健所感染症対策担当への報告をお願いします。

1 報告対象

- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎が下記の基準を満たした場合
- ・その他の感染症において、通常の発生動向を上回る場合
- ・感染対策について相談が必要な場合

2 報告基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、保健所感染症対策担当まで報告をお願いします。

- | |
|--|
| (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる <u>死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</u> |
| (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が <u>10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</u> |
| (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に <u>施設長が報告を必要と認めた場合</u> |

3 報告様式

感染症発生状況連絡票（様式1）	保健所への報告をお願いします。
集団発生報告書（様式2）	
感染症集団発生リスト	保健所への報告は原則不要です。 ※施設内の発生状況の整理に使用してください。 ※報告が必要な場合は、こちらから連絡します。

4 報告時期

(1) 初回報告（第1報）

感染症発生状況連絡票（様式1）と集団発生報告書（様式2）を「報告基準」に該当することが判明次第、当日中（土日祝の場合は翌開庁日中）に報告してください

い。(※保健所へ報告する前に、貴施設の嘱託医に連絡し指示を仰いでください)

(2) 経過報告(続報)

集団発生報告(様式2)を感染症の種類に応じて、下記の内容を参考に定期的に報告してください。ただし、経過の途中で重症患者が発生した場合や発生状況が異常な場合(例:1日に10人以上発生した場合等)は適宜報告してください。

(※報告終了の時期は、保健所から連絡させていただきます。)

＜新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの場合＞

初発報告後、7日ごとに報告してください。

閉鎖をされる場合は、決定次第、報告してください。

＜感染性胃腸炎の場合＞

初発報告後、毎日報告してください。

＜その他の感染症の場合＞

保健所の指示により報告してください。

5 報告方法

保健所への報告は、「電子メール」または「ファクス」にてお願いします。

6 報告様式

報告様式は、尼崎市ホームページに掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。

以 上

尼崎市保健所 感染症対策担当

TEL: 06-4869-3062

FAX: 06-4869-3049

E-mail: ama-kan-hokoku@city.amagasaki.hyogo.jp